

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び
特別支援学校等における一斉臨時休業に関する

補習等のための指導員等派遣事業の補助等の考え方に関するQ & A

<目次>

- 問1 (部活動指導員に関する補助の考え方について) 休校に伴い、部活動指導員に子供の直接的な指導がない形での勤務等をさせる場合、補助の対象となるか。..... 2
- 問2 (児童生徒不在時のスクール・サポート・スタッフの勤務に関する補助の考え方について) 補習等のための指導員等派遣事業で配置されているスクール・サポート・スタッフについて、休校により児童生徒が不在の場合でも、家庭で行う宿題等の印刷作業などの業務で、教員の負担軽減につながるのであれば、補助の対象となるか。.... 2
- 問3 (学力向上の非常勤講師の勤務に関する補助の考え方について) 学力向上のための補充学習等を行う目的で配置した非常勤講師について、休校により授業が無くなることで、授業を行う非常勤講師に対し授業への勤務の割り振りができなくなるが、このような非常勤講師に対して、教員の教材(児童生徒の休校中の自宅学習用のプリントや新年度の授業準備など)作成支援として勤務してもらう場合、補助の対象となるか。..... 2
- 問4 (休業補償について) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業となる場合における、学習支援員として任用された者の保障について、その者の勤務実績はないが臨時休業期間中の報酬・賃金・報償費等を支払う場合、補習等のための指導員等派遣事業の補助対象となるか。..... 3

問1 （部活動指導員に関する補助の考え方について）休校に伴い、部活動指導員に子供の直接的な指導がない形での勤務等をさせる場合、補助の対象となるか。

- 各自治体において、休校のご判断をされ、部活動が自粛・実施されない場合等において、子供の直接的な指導はなかったとしても、学校の業務として、保護者への連絡対応や今後の活動計画の作成等のため部活動指導員の勤務が必要な場合の勤務は補助の対象といたします。（これまで通り中体連業務等については対象外。）

問2 （児童生徒不在時のスクール・サポート・スタッフの勤務に関する補助の考え方について）補習等のための指導員等派遣事業で配置されているスクール・サポート・スタッフについて、休校により児童生徒が不在の場合でも、家庭で行う宿題等の印刷作業などの業務で、教員の負担軽減につながるのであれば、補助の対象となるか。

- 補助の対象となります。スクール・サポート・スタッフの職務は「教員」への業務補助のために創設された制度であり、児童生徒の登校がなかったとしても、今回の休校に伴う教員業務補助や保護者への連絡補助など、幅広い業務が想定されます。各自治体における任用形態等に照らして、柔軟にご対応頂いて結構です。

問3 （学力向上の非常勤講師の勤務に関する補助の考え方について）学力向上のための補充学習等を行う目的で配置した非常勤講師について、休校により授業が無くなることで、授業を行う非常勤講師に対し授業への勤務の割り振りができなくなるが、このような非常勤講師に対して、教員の教材（児童生徒の休校中の自宅学習用のプリントや新年度の授業準備など）作成支援として勤務してもらう場合、補助の対象となるか。

- 補助の対象となります。授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用されることが考えられるところであり、各教育委員会において、当該学習指導員の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら、適切な対応をお願いしたいと考えています。

問4 （休業補償について）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業となる場合における、学習支援員として任用された者の保障について、その者の勤務実績はないが臨時休業期間中の報酬・賃金・報償費等を支払う場合、補習等のための指導員等派遣事業の補助対象となるか。

○ 授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用されることが考えられるところです。また、昨日発出した事務次官通知※においては、教職員の在宅勤務等も推奨しているところであり、ここには学習指導員等も含まれます。各教育委員会において、当該学習指導員等の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら、適切なご検討・ご対応をお願いしたいと考えています。

○ その上で、勤務させない状況となり、教育委員会において休業補償を支払う場合の補助の在り方については、政府全体の休業補償の在り方の検討状況も踏まえながら、改めてお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

（参考）

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）【抜粋】

（公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること）

- 6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。